

別記様式第1号の1（第3関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

区市町村長
氏 名 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

1 事業の目的（効果）

2 事業の内容及び経費の配分

事業名	事業の内容					経費の配分					備考
	事業実施 主体又は 間接補助 事業者	整備内容	事業量	工期		補助対象経費	補助率	負担区分			
				着工 年月日	竣工 年月日			都補助金	区市町村	間接補助 事業者	
						円		円	円	円	
合 計											

- (注) 1 「事業名」の欄には、実施要綱の第3のうち実施する事業内容を記入する。
- 2 「事業実施主体又は間接補助事業者」の欄には、間接補助事業者が「3戸以上の農家で構成する農業法人又は営農集団」、及び「その他、知事が必要と認めたもの」である場合は、名称及び代表者名を記入する。
- 3 「整備内容」の欄には、整備する機械・施設又は委託件名等を記載する。
- 4 「事業量」の欄には、具体的な規模、台数、能力、委託内容等を記入する。
- 5 「工期」の欄には、交付申請書にあっては着工及び竣工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及び竣工年月日を記入する。
- 6 「経費の配分」については、「補助対象経費」の欄には各事業の小計及び整備の内容ごとの事業費を記入する。ただし、「負担区分」については、小計のみ記入する。
- 7 「負担区分」の欄には、「都補助金」、「区市町村」、及び「間接補助事業者」以外に負担経費がある場合は、「区市町村」と「間接補助事業者」との間に適宜欄を挿入し、負担者名及び負担経費を記入する。
- 8 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額等について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 9 金額の単位は円単位とし、都補助金については、千円未満を切り捨てた額とする。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
区 市 町 村 費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
加害獣侵入防止 対策事業費	円	円	円	円	
警戒システム 整備事業費					
有害鳥獣捕獲 支援事業費					
地域普及啓発 支援事業費					
捕獲野生獣の有効 利用事業費					
計					

(注) 1 「収支予算（精算）の部」には、事業実施主体（区市町村）の収支予算（精算）を記入する。

2 間接補助事業にあつては、事業実施主体（区市町村）が間接補助事業者に対する補助事業に要する経費の収支予算（精算）を記入する。

5 添付書類

(1) 区市町村の補助金の交付に関する規程

(注) 1 間接補助の場合のみ

2 実績報告書にあつては、変更のあった場合のみ添付

(2) 団体の「定款又は規約」及び「役員名簿」

(注) 1 団体とは、「3戸以上の農家で構成する農業法人又は営農集団」及び「その他、知事が必要と認めたもの」

2 実績報告書にあつては、変更のあった場合、「定款又は規約」及び「役員名簿」を添付

(3) 実施設計書等

(注) 1 施設の整備にあつては、設置箇所、設計図面、設計書等予定事業費を積算した書類

2 機械の整備にあつては、カタログ、参考見積り等予定事業費を積算した書類

3 委託にあつては、仕様書（案）、契約書（案）（委託金額が分かるもの）

4 施設及び機械の管理若しくは利用規程（実績報告書にあつては、変更のあった場合のみ添付）

5 交付決定前に着工する旨の届けをした場合で、申請前に契約、事業着工、又は完了しているものについては、上記書類は実際に執行した際の書類（出来高設計書、契約書、領収書等）

(4) 出来高報告書等

(注) 実績報告書にあつては、申請書添付書類に準じ、その実績及び支出を証する書類、出来高図面及び工事写真、委託完了届、財産管理台帳等を添付する。間接補助事業実施の場合は、区市町村の補助金の交付に関する規程に基づき間接補助事業者から提出された実績報告書を添付する。

別記様式第1号の2（第3の2関係）

年 月 日

農業協同組合の長 殿

住 所

氏 名

印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設導入・設置支援事業）費補助金
交付申請書【農業者用】

下記のとおり事業を実施したいので、東京都農作物獣害防止対策事業補助金交付要綱第3の2
の規定により、補助金〇〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

1 事業の目的（効果）

2 実施計画（実績）

実施名	実施内容	対象作物	事業量	補助対象経費	補助率	負担区分	
						補助金	自己資金
			（単位：m）	円		円	円
侵入防止 施設導入 支援事業							
			（時間：h）	円		円	円
侵入防止 施設設置 支援事業							
合計			m 時間				

- 1 実施内容には整備する施設の名称や種類等を記入する。
- 2 事業量には購入する施設の長さや設置支援の時間を記入する。
- 3 補助事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を除く。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 添付書類

- （1）誓約書（別記様式第1号の3）
- （2）整備位置図
- （3）侵入防止施設の図（カタログ、パンフレットもしくは施設図）
- （4）申請金額根拠資料（見積書）

別記様式第1号の3（第3の2関係）

誓約書【農業者用】

農業協同組合の長 殿

東京都農作物獣害防止対策事業補助金交付要綱第3の2の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付決定通知第15の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、交付決定通知第16の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所
氏 名 印

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第 1 号の 4（第 3 の 3 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

農業協同組合名
住 所
代表者の役職・氏名 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設導入・設置支援事業）費
補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第 3
の規定に基づき、補助金〇〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

事業名	事業内容	補助金
1 侵入防止施設導入支援事業		円
2 侵入防止施設設置支援事業		
合 計		

実施計画（実績）

1 事業の目的と期待される効果

2 事業の内容及び経費の配分

（1）侵入防止施設導入支援事業

単位：円

事業名	事業内容 補助対象 経費	補助 率	負担区分			備考
			都	実施主体	農業者	
侵入防止施設 導入支援事業						
合 計						

（注）「負担区分」の都補助金額については、事業区分の補助率を乗じて、千円単位（千円未満は切り捨てる）とする。

（2）侵入防止施設設置支援事業

施設設置支援件数	1 件当たりの補助金額
合 計	

（注）「負担区分」の都補助金額については、事業区分の補助率を乗じて、千円単位（千円未満は切り捨てる）とする。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	予算額 (精算額)	備 考
事業実施主体負担	円	
東京都補助金	円	(千円未満切捨て)
収入計	円	

（２）支出の部

事業区分	事業内容	予算額 (精算額)	備 考
侵入防止施設導入支援事業費			
侵入防止施設設置支援事業費			
支出計			

（注） 1 収入計と支出計を一致させること。

5 添付書類

（１）誓約書（別記様式第 1 号の 5）

（２）侵入防止施設導入・設置支援事業申請一覧

（２）農業者申請書一式（別記様式 1 号の 2 及び別記様式 1 号の 3）

（３）事業実施地区図

別記様式第1号の5（第3の3関係）

誓約書

東京都知事 殿

東京都農作物獣害防止対策事業補助金交付要綱第3の3の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第17の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

農業協同組合名

住 所

代表者の役職・氏名

印

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第2号（第4関係）

番 号

（事業実施主体の長）

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった東京都農作物獣害防止対策事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ、適当と認められるので、年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 印

記

第1 交付決定の内容

1 補助金交付決定額

事業名	金額（円）
加害獣侵入防止対策事業	
警戒システム整備事業	
有害鳥獣捕獲支援事業	
地域普及啓発支援事業	
捕獲野生獣の有効利用事業	
侵入防止施設導入支援事業	
侵入防止施設設置支援事業	
合 計	

2 条件を付すときはその条件

第2 補助事業の内容等

- 1 補助事業の内容等は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における、補助事業に要する経費、当該経費の配分及びこれに対応する補助金交付決定額の配分額については、別に通知するところによる。
- 2 当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

第3 申請の撤回

- 1 事業実施主体は、この交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第4 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
 - (1) 事業実施主体の変更、廃止
 - (2) 各事業について、総事業費の3割を超える変更
 - (3) 東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の2、3、4、5、8の事業で整備する施設又は機械の規模、性能又は内容の3割を超える変更
 - (4) (3)で整備する施設又は機械の設置箇所の変更
- 2 知事は、第1項の申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第5 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事に補助金事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第6 事業の開始

- 1 事業の開始（物品の発注を含む）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、実施要綱第3の2、3、4、5及び8の事業について、実施計画の承認がさ

れ、かつ、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつ、やむを得ない事情により交付決定前に開始する必要がある場合には、事業実施主体はあらかじめ都の指導を受け、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前開始届（交付要綱別記様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

第7 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第6号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第8 事業実施状況報告書の提出

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の決定を受けた場合、その交付の決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日現在の事業実施状況報告書（交付要綱別記様式第7号）を作成し、翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期及び当該四半期に既に実績報告書の提出がなされた場合はこの限りでない。

また、総事業費が百万円未満のものについては、第3四半期のみの報告とする。

- 2 前項に定めるもののほか、知事は特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第9 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 事業実施主体が前項の命令に違反したときは、知事は事業実施主体に対し当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第10 実績報告

- 1 実施要綱第3の2、3、4、5、8の事業を実施した事業実施主体は事業完了後に、実績報告書（別記様式第8号の1）により、知事へ報告する。また、実施要綱第3の9の（3）、（4）の事業を実施した事業実施主体は事業完了後に、実績報告書（別記様式第8号の2）により、知事へ報告する。第5により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。
- 2 第2の2のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第10の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第2の2のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第10の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（交付要綱別記様式第9号）により知事に速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 額の確定

知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し交付要綱別記様式第10号により、事業実施主体に通知する。

第12 是正措置

知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

第13 補助金の支払い及び請求

- 1 知事は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、補助事業の遂行に当たって必要があると認めたときは補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項により補助金の交付を請求するときは補助金交付請求書（交付要綱別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。ただし、概算払による場合は概算払請求書（交付要綱別記様式第12号）を提出する。
- 3 事業実施主体は、補助金の概算払を受けた場合は、第11の規定による補助金の額の確定の通知を受領した後速やかに概算払精算書（交付要綱別記様式第13号）を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

第14 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項各号の規定は、第 11 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 15 補助金の返還

- 1 知事は、第 3 又は第 14 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。
- 2 知事は、第 11 の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第 16 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 14 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が事業実施主体に対し補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 17 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 18 延滞金の計算

第 16 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 19 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 20 事業実施主体は、補助事業により取得し又は効用を増加した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、当該財産が処分制限期間を通過していない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第 14 号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、前項の規定に定める財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第 24 条に基づき、財産の処分承認申請書（交付要綱別記様式第 15 号）により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事は、前項において、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づき、承認事務を行うこととする。

5 知事は、事業実施主体が前項の規定により、知事の承認を得て財産処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を事業実施主体に納付させることがある。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第 21 事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 22 事業実施主体は、間接補助金を交付する間接補助事業者に対し、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

別記様式第2号の2（第4関係）

番 号

補助事業者 殿

年 月 日付で補助金の交付申請のあった東京都農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設導入・設置支援事業）（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

農業協同組合の長 印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、年 月 日付による申請書のとおりとする。

第3 補助条件

東京都農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設導入・設置支援事業）を実施するための補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付6産労農安第1572号、以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第4 補助率等

補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業名	補助対象経費	補助金額	補助率
侵入防止施設導入支援 事業	円	円	／ 以内
侵入防止施設設置支援 事業			／ 以内
合 計			

第5 申請の撤回

補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第6 事情変更による決定の取消し等

事業実施主体の長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

第7 申請事項の変更

- 1 補助事業者が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ「事業変更承認申請書」を事業実施主体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 本補助事業に要する事業費を変更（事業費の30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
 - (2) 補助事業者の変更（同一経営体内に限る）をするとき。
 - (3) その他、事業実施主体の長が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 事業実施主体の長は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第8 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書を事業実施主体の長に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体の長は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 9 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を事業実施主体の長に提出し、その指示に従わなければならない。

第 10 遂行命令等

- 1 事業実施主体の長は、補助事業者が提出する報告書又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 補助事業者が 1 の命令に違反したときは、事業実施主体の長は補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第 11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第 8 号の 2）を速やかに事業実施主体の長に提出しなければならない。第 9 により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

第 12 額の確定

事業実施主体の長は、第 11 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し交付要綱別記様式第 10 号の 2 により補助事業者へ通知する。

第 13 是正措置

事業実施主体の長は、第 12 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

第 14 補助金の支払い及び請求

- 1 事業実施主体の長は、第 12 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、1 の規定により補助金の交付を請求するときは補助金交付請求書を事業実施主体の長に提出しなければならない。

第 15 決定の取消し

- 1 事業実施主体の長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1 の規定は、第 12 の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第 16 補助金の返還

- 1 事業実施主体の長は、第 6 又は第 15 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。
- 2 事業実施主体の長は、第 12 の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第 17 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体の長が、第 15 の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 事業実施主体の長が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 18 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 17 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 17 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額

が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 19 延滞金の計算

第 18 の第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 20 他の補助金等の一時停止等

事業実施主体の長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第 21 報告

補助事業者は本補助事業の完了後、事業実施主体の長が必要に応じて報告を求めた際には提出するものとする。

このほか、補助事業者は、事業実施主体の長の求めに応じて、本補助事業の実施状況を報告するものとする。

第 22 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 23 調査等

事業実施主体の長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立ち入り調査をし、又は報告を求めることができる。

別記様式第3号（第6関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業変更承認申請書

年 月 日付〇〇〇〇第 号で交付決定通知のあった東京都農作物獣害防止対策事業費補助金について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第6第1項の規定に基づき、下記のとおり事業を変更したいので、その承認及び補助金〇〇〇〇〇〇円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 別記様式第1号の1又は別記様式第1号の4の「記」以下に準じ、変更部分について二段書きとして変更前を上段に（ ）で囲む。

別記様式第4号（第7関係）

番 号
年 月 日

東京都知事殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付〇〇〇〇第 号で交付決定通知のあった東京都農作物獣害防止対策事業費補助金について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第7第1項の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）にいたる経過及び現状

3 中止（廃止）の内容

（注）別記様式第1号の1の1又は別記様式第1号の4の「記」以下に準じ、中止（廃止）部分について二段書きとして変更前を上段に（ ）で囲む。

別記様式第5号（第8関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業にかかる補助金交付決定前開始届

標記事業に係る下記事業について別記条件を了承の上、補助金交付決定前に開始することとしたので、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、お届けします。

記

1 事業区分

〇〇〇〇事業

2 事業実施主体又は間接補助事業者

〇〇〇

3 事業費

〇〇〇〇円

4 事業開始年月日および完了予定年月日

年〇月〇日から 年〇月〇日まで

5 補助金交付決定前に開始する理由

〇〇〇…

6 別記条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (3) 当該事業については、開始から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更を行わないこと。

別記様式第 6 号（第 9 関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業事故報告書

年 月 日付〇〇〇〇第 号で交付決定通知のあった東京都農作物獣害防止対策事業費補助金について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第 9 の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

（注）補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合、事故が発生した原因、経過、及び事故による損失等を記入する。

2 事故発生前における補助事業の遂行状況

事業名	交 付 決 定 額	月 日 現在の支払済額		月 日 現在の事業残高		今後支払予定額	
		補 助 対 象 経 費	う ち 都 補 助 金	補 助 対 象 経 費	う ち 都 補 助 金	補 助 対 象 経 費	う ち 都 補 助 金
	円	円	円	円	円	円	円
計							
事業遂行不能の場合の不用額 (うち都補助金)			円 (円)				

- (注) 1 「事業名」の欄には、実施要綱の第3のうち実施する事業名を記入する
- 2 「補助事業対象経費」は、事業実施主体負担額に都補助金を加えたもの
- 3 「支払済額」は、事故発生前までに実際に支払いを行った補助事業に要する経費
- 4 「事業残高」は、事故発生前における残事業に相当する金額
- 5 「今後支払予定額」は、事故発生前における未払い金額と、残事業実施の場合の支払予定額との合計金額
- 6 事故発生のため遂行不能による不用額が生じる場合は、下段に記入する

3 今後の対応

別記様式第7号（第10関係）

番 号
年 月 日

東京都知事殿

事業実施主体の長 印

年度 第〇四半期東京都農作物獣害防止対策事業実施状況報告書

年 月 日付〇〇〇〇第 号で交付決定通知のあった東京都農作物獣害防止対策事業費補助金について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり 年〇〇月〇〇日現在の事業実施状況を報告します。

記

1 事業実施状況

事業名	事業計画		〇〇月〇〇日現在 出 来 高			事業残高	
	事業量	補助対象経費 (A)	事業量	補助対象経費 (B)	進捗度 (B/A)	事業量	補助対象経費 (A)
		円		円	%		円

(注) 1 「事業名」の欄には、実施要綱の第3のうち実施する事業名を記入する。

2 「事業量」及び「補助対象経費」の欄には、整備する機械・施設にあつては、各四半期の末日までに整備した規模又は台数等、工事を伴うものにあつては同日までの工事進捗規模、委託業務にあつては、同日までに委託業務のうち完了した事業量等。なお、補助対象経費については、履行状況に基づき記載

2 事業完了予定年月日

別記様式第8号の1（第12関係）

番 号
年 月 日

東京都知事殿

区市町村長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付〇〇〇〇第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第12第1項の規定により、その実績を報告します。

記

（注） 別記様式第1号の1「記」以下に準じ、変更部分について二段書きとして変更前を上段に（ ）で囲む。

別記様式第 8 号の 2（第 12 関係）

年 月 日

農業協同組合の長 殿

住 所

氏 名

印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設導入・設置支援事業）
補助金実績報告書【農業者用】

年 月 日付〇〇〇〇第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、東京都農作物獣害防止対策事業補助金交付要綱第 12 第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

（注） 別記様式第 1 号の 2 「記」以下に準じ、変更部分について二段書きとして変更前を上段に（ ）で囲む。

添付書類

- （１）支出を証する書類
- （２）現地写真（設置前後）

別記様式第 8 号の 3（第 12 関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設導入・設置支援事業）費補助金実績報告書

年 月 日付〇〇〇〇第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第 12 第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

（注） 別記様式第 1 号の 4 「記」以下に準じ、変更部分について二段書きとして変更前を上段に（ ）で囲む。

添付書類

- （１）侵入防止施設導入・設置支援事業実績一覧
- （２）農業者実績報告書

別記様式第9号（第12関係）

番 号
年 月 日

東京都知事殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付〇〇〇〇第 号により交付決定通知のあったこの事業について、
東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

- 1 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

別記様式第 10 号の 1（第 13 関係）

第 号

（事業実施主体の長）

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金の額の確定について

年 月 日付 号をもって交付決定をした、東京都
農作物獣害防止対策事業費補助金については、年 月 日付
をもって提出のあった実績報告書を審査した結果、
交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、
その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事 印

別記様式第 10 号の 2（第 13 関係）

番 号

農業者の氏名 殿

年度 東京都農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設導入・設置支援事業）
費補助金の額の確定について

年 月 日付 第 号をもって交付決定をした標記事業に対する補助金については、 年
月 日付で提出された実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条
件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

農業協同組合の長 印

別記様式第 11 号（第 15 関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付〇〇〇〇第 号で補助金の額の確定通知のあった 年度東京
都農作物獣害防止対策事業費補助金について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要
綱第 15 第 2 項の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

事 業 名	交付決定額	交付請求額	差し引き
	円	円	円
加害獣侵入防止対策事業			
警戒システム整備事業			
有害鳥獣捕獲支援事業			
地域普及啓発事業			
捕獲野生獣の有効利用事業			
侵入防止施設導入支援事業			
侵入防止施設設置支援事業			
合 計			

（注） 交付決定後に変更承認申請を行い、承認された場合は、変更後の金額を記入する。

別記様式第 12 号（第 15 関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日 付 第 号をもって補助金交付決定通知のあった東京都農作物
獣害防止対策事業費補助金について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第 15 第 2
項の規定に基づき、下記により概算払を請求します。

記

1 概算払による請求理由

2 概算払請求額

事業名	補助対象 経費	都 補 助 金						事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
		交 付 決定額	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 高		
			金 額	出 来 高	金 額	月 日 まで予定 出 来 高			
	円	円	円	%	円	%	円		
合 計									

(注) 1 「事業名」の欄には、実施要綱の第 3 のうち実施する事業内容を記入する。

2 「都補助金」の欄は、千円未満を切り捨てた額とする。

別記様式第 13 号（第 15 関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業費補助金概算払精算書

年 月 日 付 第 号をもって補助金交付決定通知のあった東京都農作物
獣害防止対策事業費補助金について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第 15 第 3
項の規定に基づき、下記により精算します。

記

概 算 払 受 高	支 払 高	戻 入 高
円	円	円

別記様式第 14 号（第 22 関係）

財 産 管 理 台 帳

区市町村名：

事業実施年度		事業名	東京都農作物獣害防止対策事業			事業実施主体		(代表者)							
事業の内容						経費の配分					処分制限期間		処分の状況		
事業名	整備内容	施行箇所 又は 設置場所	事業量	工期		補助対象経費	補助率	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分内容	摘要
				着工 年月日	竣工 年月日			都補助金	区市町村	間接補助事業者					
小計															
合計															

- (注) 1 「事業名」の欄には、実施要綱の第3のうち実施する事業内容を記入する。
2 「事業の内容」及び「経費の配分」の欄には、事業で整備した財産について、実績報告書記載の通り記入する。
3 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入する。
4 「処分内容」の欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入する。
5 「摘要」の欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入する。

別記様式第15号（第22関係）

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事業実施主体の長 印

年度 東京都農作物獣害防止対策事業により取得した財産の処分承認申請書

東京都農作物獣害防止対策事業により取得した（又は効用の増加した）財産について、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第22第3項の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 処分の理由

- (1) 社会経済情勢の変化等の事情
- (2) 地域経済の活性化の目的

2 処分の対象施設等

- (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
- (2) 事業主体
- (3) 事業費・補助金額・補助率
- (4) 施設等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
- (5) 現況図面又は写真(添付)

3 処分の方法(処分区分)

4 取扱いに関する要件の適合について

(注) 財産管理台帳等、上記の内容を証明するものを添付すること

5 納付金額(予定額)